

江戸... 町... 丁...

記... 寺... 山... 寫字掛... 書...

事務課長
同 副長
同課僚
起 案

三月十日

我が外勢... 旅費

船機... 旅費

船... 旅費

... 旅費

申出... 旅費

五十二

海軍省

及中諸費員百弗支給可致率

明治十年三月十八日

外生元九百三十六号

金剛船隻既下書核関口ロビニシニ佛英

旅費支給所儀外分付金五十六元

及核出越事者通振令此等

方河三ノ氏名在連シ也

十年三月十八日 長谷川

金野鶴吉

1455

標名 土 龍 人

鳥 虫 鳥 人

五 鳥 鳥 人

鳥 虫 鳥 鳥 虫

鳥 虫 鳥 鳥 虫

鳥 虫 鳥 鳥 虫

鳥 虫 鳥 鳥 虫

一

鳥 虫 鳥 鳥 虫

記録課 副長

編纂科

寫字掛

長官

副官



事務課長
同 副長



同課僚

起

案

十一月十日

系後外身午多生... 金剛殿二葉校... 旅費... 儀... 旅費通

五十三

每...

1457

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

手書

1458

前之書云云乃五年上見

剛第五百三十八号

二等機関士ロビンソン帰國旅費ニ義

二付申出

当艦乗組機関保険人ニ等機関士ロビンソン義

十六日ニ滿期ニ付帰國旅費并此年當等ニ負

數割無條約トシ明文ニモ其旨共ニ當

ニ賜下セヨ多様修後此方ニ至急申出仕多

追而中人ニ申出分者ニ付自去當ニ俸給

トモ寄濠船賃ヲ賜分約ニ有ル方ニモ

共確守タル約文ニモ其旨共ニ被シ乞

外入第千九百六号

五十四

軍省

三十三

1459

金剛艦長

明治二十一年三月十一日。海軍大佐伊藤魚門吉

兵學子校長

海軍大佐仁禮景竹軹殿

此書は海軍大佐伊藤魚門吉の遺稿に
關するものである。伊藤大佐は海軍大佐
として活躍し、兵學子校長として
も活躍した。此書は伊藤大佐の遺稿
に關するものである。

伊藤魚門吉

海軍大佐伊藤魚門吉の遺稿に關するものである。

海軍大佐伊藤魚門吉の遺稿に關するものである。